

第二号様式(第5条関係)

臨港地区内行為届出書(工場・事業場用)

年 月 日

横浜港港湾管理者

横浜市長 様

住所 住所を御記入ください。

届出者

港湾法第38条の2第1項の規定により、  
① 工場 ② 新設  
事業場 増設 の 新設 増設 について、次のとおり届け出ます。

1 { 工場 } ③ ④ ⑤  
{ 事業場 } の 位置、種類 及び敷地面積並びに 作業場の床面積

位置: ○○区○○町○番地

種類: 工場(資材の保管施設)

作業場の床面積: 3,400 m<sup>2</sup>

2 { 工場 } の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及  
{ 事業場 }  
び輸送に関する計画 **別紙1**のとおり

3 { 工場 } の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画 **別紙2**のとおり  
{ 事業場 }

4 { 工場 } の 新設  
{ 事業場 } 増設 の工事の開始及び完了の予定期日

工事の開始: ○年○月○日

工事の完了: ○年○月○日

5 { 工場 } に係る事業の開始の予定期日 ○年○月○日  
{ 事業場 }

⑥

6 添付書類の目録

工事工程表、案内図、位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、求積図、事業内容等

- ① 「工場」とは、物の製造や加工を主たる業務としているもので、物の製造・加工に必要な原材料・製品等の倉庫や事務所等の工場の附帯施設も「工場」となります。「事業場」とは、「工場」以外のものをいいます。
- ② 「増設」の場合は、本届全般において、増設する施設に係る内容を記載下さい。
- ③ 「位置」は、工場・事業場の住所を書いてください。
- ④ 「種類」は、「敷地の主要用途(増設施設の主要用途)」の形式でご記入下さい。
- ⑤ 「作業場の床面積」は、建築基準法に基づいた床面積を書いてください。
- ⑥ 「添付書類」は、次のとおりです。
- 工事工程表
  - 案内図(縮尺一万分の一以上)
  - 位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図(縮尺千分の一以上)
  - その他参考となるべき事項を記載した書類(以下を含むこと)
    - ・事業内容(敷地で行う事業及び今般建設する施設の具体用途)
    - ・土地の使用権の状況  
(自社所有地、○○(株)からの賃借地、横浜市の使用許可など)

別紙 1

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

1 搬入することとなる貨物

① 貨物の種類	当該港湾を利用する貨物 ②		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
・繊維製品	23,000トン	中国から コンテナ 海上輸 送にて荷 揚げ		国内製造 品を山梨 県等からト ラックにて 受入れ	23,000トン
・家電	14,200トン		14,200トン		
・食品	10,200トン		10,200トン		
・飲料	7,600トン		7,600トン		
・鉱物			5,700トン		5,700トン
・医療機器			8,100トン		8,100トン
・自動車関連部品			31,200トン		31,200トン
・機械部品			10,000トン		10,000トン
合計	55,000トン		55,000トン		110,000トン

2 搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
・繊維製品		インド等 へコンテ ナ海上 輸送	23,000トン	トラックにて 国内各地 へ配送	23,000トン
・家電			14,200トン		14,200トン
・食品			10,200トン		10,200トン
・飲料			7,600トン		7,600トン
・鉱物	5,700トン		5,700トン		5,700トン
・医療機器	8,100トン		8,100トン		8,100トン
・自動車関連部品	31,200トン		31,200トン		31,200トン
・機械部品	10,000トン		10,000トン		10,000トン
合計	55,000トン		55,000トン		110,000トン

備考 1 貨物の量の概計は、通常の1年間の貨物の量の概計を記載すること。

2 港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶か

ら取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。

3 輸送に関する計画欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。

4 貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

① 「貨物の種類」は、鉄鉱石、重油、自動車など具体的な貨物名を書いてください。

② 「輸送に関する計画」は、発着地、輸送機関の種類、輸送経路を書いてください。

「港湾を利用する貨物」の場合は、船舶に積み込んだり、積み卸したりするために利用する係留施設(〇〇岸壁、〇〇棧橋、〇〇物揚場など)も書いてください。また、輸送経路を文章で表現するのが難しい場合には、輸送経路を明示した図面を添付してください。

③ 「貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面」には、算出の過程を明らかにしたものを書いてください。

●工場の場合：搬入する原料の量、搬出する製品の量との関係性(製造過程等)を記載してください。

●事業場の場合：搬入する貨物と搬出する貨物の算出根拠(予定している搬入元・搬出先情報、施設の保管能力、参考施設の実績(新設の場合)、現施設の実績などによる説明)

別紙 2

廃棄物の量の概計及び廃棄物の処理に関する計画

1 廃棄物の量の概計及び廃棄物の処理に関する計画

① <u>廃棄物の種類</u>	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処 理 場 所	② <u>処 理 方 法</u>
紙くず 古紙 廃プラスチック 廃ゴム ガラスくず	3t/年 10t/年 22t/年 1t/年 4t/年	神奈川県横浜市 (想定)	収集運搬:未定 処分業者:未定

③

2 その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

- ・紙・古紙                   産廃業者により週に1回回収
- ・廃ゴム・ガラスくず      4tトラック分たまり次第、産廃業者へ回収依頼
- ・廃プラスチック          保管場所たまり次第、産廃業者へ回収依頼

備考 1 廃棄物の量の概計は、通常1年間の廃棄物の量の概計を記載すること。

2 廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

① 「廃棄物の種類」は、紙くず、木くず、汚泥、廃油など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に掲げてある廃棄物名を書いてください。

② 「処理方法」は、処理施設、処理工程、委託処理業者、最終処分地などを具体的に書いてください。

③ 廃棄物の輸送方法や処理方法等を書いてください。